

# 我が国の生物多様性の長期的な域内保全に 貢献する地域の考え方について （IUCNガイドラインを踏まえて）



# 本資料の目的

---

- 我が国の生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域として、どのような地域を対象として捉えていくべきか、IUCNによるOECEMに関するガイドライン（以下、「IUCNガイドライン」という。）を踏まえて検討する。



## Recognising and reporting other effective area-based conservation measures

World Commission on Protected Areas Task Force on OECMs



Protected Area Technical Report Series No 3



## IUCNガイドライン作成の目的

- CBDの要請に基づき、COP14決議14/8の運用に資するため、2019年に公表

## ガイドラインの作成

- カナダ生態系区域委員会によるOECM設定ガイダンスを活用
- Birdlife International等による研究により補完

## ガイドラインの想定読者

- CBD締約国政府機関、国連機関、NGO、民間団体、先住民族、地域コミュニティ等

## ガイドラインの内容

- OECMの定義に加え、OECMの特定、把握、モニタリング、報告にあたって推奨される手法やアプローチについて概説

## 【OECMに求められる生物多様性保全の要素（1／2）】

IUCNガイドラインでは、OECMは生物多様性に関する下記要素の1つ以上を効果的に保全すべきとされている。

- 希少種・準絶滅危惧種・絶滅危惧種及びその生息・生育地、並びにそれらを支える生態系（IUCNレッドリストや各国の同等の文書に記載された種や生態系を含む）。
- 代表的な自然生態系。
- 高いレベルで生態学的に無傷／手付かずである区域（在来種やそれを支える生態学的プロセスが最大限に確認できることで特徴づけられる）。これらの区域は提案された管理体制下において手付かずであるか、復元されている。
- 自然状態で分布域が地理的に限定されている種や生態系。
- 種の重要な集合地等（渡りや産卵のためのものを含む）。

## 【OECMに求められる生物多様性保全の要素（2／2）】

IUCNガイドラインでは、OECMは生物多様性に関する下記要素の1つ以上を効果的に保全すべきとされている。

- 種の生活史や摂食、休息、脱皮、繁殖に特に重要な生態系
- 生態的連続性のために重要な区域、またはランドスケープ／シースケープ内の保全ネットワークを完全なものにするために重要な区域。
- 生物多様性の域内保全に加え、清浄や水や炭素貯蔵などの重要な生態系サービスを提供する区域。
- 生物多様性の域内保全に加え、在来の薬草など、人による伝統的な利用にとって重要な種及びその生息・生育地。

## 【アプローチの種類によるOECMの分類】

IUCNガイドラインでは、OECMを、そのアプローチの種類によって以下の3タイプに区分している。

### タイプ1：一次的保全

- 生物多様性の保全を主な目的としているが、「保護地域」として扱われていないもの。

### タイプ2：二次的保全

- 生物多様性の保全を主な目的としていないが、二次的な管理目的としているもの。

### タイプ3：付随的保全

- 生物多様性の保全は目的としていないが、管理行為の副産物として域内保全に貢献しているもの。

# IUCNガイドラインによる「OECMの可能性のある地域の例」 【タイプ1：一次的保全】

- 先住民や地域コミュニティ、民間団体(企業等)によって、保全を主な目的として管理されているが、「保護地域」として扱われていないもの。
- KBA(Key Biodiversity Areas)を含む地域で、規制的手法等の、生物多様性の長期的な域内保全を実現する方法で管理されているもの。
- 老齢林や原生林、その他生物多様性に関する高い価値を有しているような、恒久的に保存され、林業と非林業の両方の脅威から保護されている森林。
- 大学が生物学的研究のために管理している自然地域。

## 【論点の例】

大学が管理している自然地域について、研究の目的で人為的に一部の環境を攪乱しているような地域も、生物多様性保全に貢献していると言えるか？

# IUCNガイドラインによる「OECMの可能性のある地域の例」 【タイプ2：二次的保全（1／2）】

- 先住民あるいは地域コミュニティにより管理されている区域で、自然状態に近い生態系を維持しており、持続可能で生物多様性を損なわないような低レベルでの自然資源の利用がなされているもの。
- 高い生物多様性を維持するような伝統的な管理が行われる地域。在来種やその生息・生育地を維持するような農林業の管理地も含まれる。
- 主に公共リクリエーションのために管理されているが、生物多様性の域内保全にとって十分な規模及び豊かな自然を有する都市公園等。
- 主に防衛目的で管理されているが、二次的な目的として生物多様性の保全が掲げられている軍用地やその一部。



# IUCNガイドラインによる「OECMの可能性のある地域の例」 【タイプ2：二次的保全（2／2）】

- 治水を主な目的として管理される流域等で、生物多様性の域内保全にも貢献しているもの（水草地、河畔林、海岸林、湿地、河川等）。
- 重要な生態系サービスを提供しつつ、効果的な生物多様性の保全にも貢献する、劣化や脅威からの再生に成功した地域（例：洪水保護のために復元された河岸／沿岸湿地）。
- 保護地域と他の生物多様性保全上重要な地域をつなぐことで、より大規模な生態系の長期的な維持を実現している区域。

## 【論点の例】

自然再生に取り組んでいる地域の場合には、どのような回復状況となった時点で、生物多様性保全に寄与していると判断するか？

# IUCNガイドラインによる「OECMの可能性のある地域の例」 【タイプ3：付随的保全】

- 生物多様性の価値が高い神聖な自然地で、信仰する団体等により長期的に保全されている地域。
- 生物多様性保全以外の目的で保護される沿岸及び海域（歴史的沈船や戦争遺産など）。
- 防衛目的で管理されており、二次的な生物多様性保全の目的を持たないが、副次的に生物多様性の長期的な保全に貢献している軍用地やその一部。

# IUCNガイドラインによる「OECMに該当しない地域の例」

＜集中的に管理され生物多様性保全上の価値が限られた景観の中にある小規模な半自然地域＞

- 市営公園、公営/民営庭園、畑の縁辺部、道路緑地、生垣、レクリエーション用ビーチ、マリーナ、ゴルフ場等

## 【論点の例】

我が国において、以下のようなケースは、生物多様性の長期的な域内保全に貢献していると考えべきか？

- ・市営公園：希少種が生息している場合
- ・道路緑地：都市地域内のコリドーとなる場合
- ・ゴルフ場：周辺地域の開発に伴い、ゴルフ場が地域に残された緑地となっている場合

また、その他の例についても、対象地域の周辺の自然的状況によっては、生物多様性の長期的な域内保全に貢献していると言えるか？

# IUCNガイドラインによる「OECMに該当しない地域の例」

＜保全価値がある、あるいは特定の種の存続を支えているが、木材供給のために商業的に管理され、木材の搬出を目的としている森林。＞

- 愛知目標7(農業・養殖業・林業が持続可能に管理される)への貢献と捉えるべき

## 【論点の例】

我が国においては、商業的な利用であっても、森林の構造や伐採する樹木を選び、生物多様性に配慮した「保持林業」等も行われており、商業用の森林が一律に生物多様性の長期的な域内保全に貢献しないとは言えないのではないか？

## IUCNガイドラインによる「OECMに該当しない地域の例」

＜生物多様性の域内保全を制限するような方法で管理されている農地＞

- 過放牧状態にある牧草地、家畜生産のために単種栽培や外来種に植え替えた草原など

＜狩猟規制やホエールウォッチング規則など、地理的に広い範囲にわたって単一種または種群に適用される保全措置地域＞

- 特定の対象よりも広い種を対象とした保全措置の一部になるものと考えるのが良い（愛知目標5,6,7,ないしは12）

【論点の例】 対象種が生態系に占める位置によっては、生物多様性の長期的な域内保全に貢献していると言えるのではないか？

愛知目標5: 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する

愛知目標6: 水産資源が持続的に漁獲される

愛知目標12: 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される

【補足】

IUCNのOECM専門家グループ  
共同議長（ Harry JONAS  
氏 ） による追加情報





## 名古屋のギフト

Jonas氏

COP10のために来日。開催中、白川郷を訪問  
→ 「様々なガバナンス形態で自然が守られているということを実感」

OECDの概念を世界の関係者と深め、その大きな可能性から、OECDは、「名古屋のギフト」という認識



## 多様なあり方が許容されるOECEM

---

- ・OECEMの具体的検討に至っている国は少数、日本の検討着手と着実なアプローチを歓迎
- ・国土の中で、生物多様性の保全に貢献している地域を、まず認知することが重要
- ・意味のない場所を指定するような性急なOECEMの検討はすべきでない
- ・ESG投資などの観点を加えた検討は他国では見られない。民間活動の促進や企業の参画といった考え方をOECEMに取り入れることについて、日本の動きを歓迎



## OECEMへの該当性は個別に判断

---

- 各国の状況に沿って、個別の事例毎に判断すべき。その判断の結果を国際的な議論に反映することで、OECEMについての理解がより深まるはず。
- IUCNガイドラインはあくまで一般原則を述べたものであり、絶対ではない
- それぞれの事例について、対象とする生態系や生物種の、長期的な域内保全に、貢献していることを説明できればよいと考えるべき

## 例：OECMのサイズについて

---

(極端な事例として) 国際的な希少鳥類が継続的に営巣地として利用する施設屋上の例を紹介したところ

→ 「OECMに該当するのでは」

「OECMのサイズについて様々な形がありうるが、あらゆる生態系、生息地、その場を重要とする種や個体群 (Community)を含めて、生物多様性の長期的な域内保全の達成に十分なサイズでなければならない。“十分なサイズ”とは、極めて前後の文脈があるもので、関係する種や生態系の存在に必要とする生態学的な要件に依存する」といった、IUCNの見解の根拠となった考え方も明らかにしているので、参考にして検討してほしい。

「While the size of OECMs may vary, they should be of sufficient size to achieve the long-term in-situ conservation of biodiversity, including all ecosystems, habitats and species communities for which the site is important. “Sufficient size” is highly contextual and is dependent on the ecological requirements for the persistence of the relevant species and ecosystems.」

# 意見交換

---

- 我が国の生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域として、どのような地域を対象として捉えていくべきか。  
(IUCNガイドラインの例に限らず。)